

令和2年度第2回 亀岡市障害者施策推進協議会 議事要旨録

日時 : 令和2年12月3日(木) 午前10時00分～

場所 : 亀岡市役所 別館3階会議室

出席者 : 委員

敬称略 : 高木 信義、酒井 忠繁、山内 節子、中村 克子、松井 やす子
寺田 直人、峰島 厚、中村 雄一、光井 貢、岩間 邦男
石野 茂、神先 宏彰

12名

欠席者 : 永田 一夫

亀岡市(健康福祉部)

健康福祉部長 河原 正浩

障がい福祉課長 木村 邦彦

障がい福祉課障がい総務係長 鎌江 裕

障がい福祉課地域生活支援係長 石津 幸子

障がい福祉課障がい者給付係長 藤田 雅史

障がい福祉課障がい総務係 主任 中澤 大樹 6名

計 18名

- 資料 : (1) 亀岡市障害者施策推進協議会次第
(2) 資料1 第4期亀岡市障がい者基本計画等策定経過及び今後の策定予定
(3) 資料2 第4期亀岡市障がい者基本計画(事務局案)
(4) 資料3 第4期亀岡市障がい者基本計画(事務局案)に係る
要点整理・追記修正ポイント
(5) 資料4 第6期亀岡市障がい福祉計画(事務局案)
(6) 参考資料1 第4期亀岡市障がい者基本計画等策定に係るワーキング
グループ会議(令和2年度第1回)検討結果報告
(7) 参考資料2 第4期亀岡市障がい者基本計画等策定に係るワーキング
グループ会議(令和2年度第2回)検討結果報告

1. 開会

●事務局

ただいまから亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

本日は、今期2回目の会議であり、第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画の策定を中心としたご協議を賜りたいと存じます。

なお、本日の出席ですが、委員13名中12名の出席をいただいておりますので、施策推進協議会条例第5条第2項の規定により、本会が成立していることをご報告申し上げます。

2. 挨拶

●事務局

次に、開会に当たりまして、中村会長からご挨拶をお願い申し上げます。

●会長

寒気がひとしお身にしみる季節となりました。

今年度2度目となる亀岡市障害者施策推進協議会を招集したところ、各委員様におかれましては、師走のご多忙の中、ご出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日は、いよいよ大詰めを迎えて参りました第4期亀岡市障がい者基本計画及び第6期亀岡市障がい福祉計画の策定に向けて、年末に実施を予定しているパブリックコメント募集の前段階となる最終素案を仕上げるための非常に大事な会議であると認識しております。

今会議で委員の皆様から率直な意見を頂戴し、審議いただくことでその成果が計画に反映され、ひいては亀岡市の障がい福祉の推進に寄与するものと考えます。

つきましては、本日も前回8月4日に開催しました会議と同様、活発に、且つ前向きなご協議をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

●事務局

中村会長、ありがとうございました。

3. 議事

●事務局

続きまして、次第に沿って「議事」に入りたいと存じます。

会議の議長は会長が執り行うこととなっております。

それでは中村会長、議事の進行をよろしくお願いします。

●会長

それでは議事を進行させていただきます。

まず議事（１）の「第４期亀岡市障がい者基本計画素案について」ですが、ワーキンググループ会議等、これまで開催されました計画策定に係る各種会議での提言事項も踏まえ、事務局から説明願います。

●事務局

- ・これまでの計画策定経過
- ・今後の計画策定スケジュール
- ・第４期亀岡市障がい者基本計画（事務局案）の前回協議会からの追加・修正点
- ・計画の基本目標の選定について説明

●会長

ありがとうございました。事務局の説明等対し、ご意見・ご質問等はございますか。

●委員

職員と一緒に素案を読ませていただき、色々な意見が出たが、どうしても内容が児童は児童、大人は大人、高齢者は高齢者で途切れている感がある。ライフステージという言葉が出ているが、あくまでも児童は１８歳までであり、生まれてから亡くなるまで切れ目なく、年齢軸を超えた支援が必要と考える。例えば、基本計画案１３頁に出てくる基本方針の「２．地域生活を支える体制」についても「地域生活を生涯に渡り支える体制」であって良いのではないか。

また、この基本方針の現状説明で「知的障がいのある人のグループホームの利用」との記載があるが、この記載の場合、グループホームを知的障がいの方だけを念頭に置いているものと受け取られる可能性がある。

個人的な考えになるが、基本方針の「４．生きがいをもっていきいきと活動できる社会づくり」においても、クローズアップされるのは芸術やスポーツで成果をあげた人であり、実際は全く活動が出来ない、表現が出来ない人が多数いる。やまゆり苑の事件のように、気を付けないと生きがいを持って活動出来る人でなければ、障がい者の意義が無いと思われる。障がい者と言われる人の中でも、一番障がいの重い方々の気持ちを噛みしめていただき、成人になった時に、生きていだけで価値があるということを計画に記載していただきたい。

●事務局

障がい者基本計画については、障がい児者施策を展開する上での基本指針となる計画であることから、会長とも相談の上、表現の変更、内容修正等によりご指摘の点を指針として盛り込んでいきたい。

●委員

計画の視点について、心のバリアフリーが掲げられていることは非常に良いことだと思った。ただ、今は障がいの社会モデルについての考え方も変わってきている。障がいのある人を取り巻く様々な障壁は、障がいのある人自身にその責任があるのではなく、社会が変わることにより障がいのある人が生きやすくなるという考え方に変わってきたと思うが、それだけで良いのかと疑問に思う。国連では、人権としてのモデルを新しく協議しているところである。当事者の声を聴くことは大事だが、なかなか声が発せられない人もいる。そういう方への視点も持って、障がいのある人に寄り添うことも必要であると思う。障がいのある人が自らのアイデンティティや誇りを持てるよう、個人として尊重される社会に変えていくことが大切ではないか。

また、現在のコロナ禍の社会の中で、感染により障がいのある人がはじき出されることがないように、しっかりと予防ができるようなシステムや環境を整えていくことが大事であると思う。

●会長

当事者がどこまで表現できるのか、人間としてのアイデンティティを表現できるのかという点を考えると、市民と当事者が触れ合う場がないといけないということではないか。

●委員

学校における福祉教育は、現在は小学4年生時から実施されていると思うが、低学年の時点で福祉教育を実施することが必要だと思う。また、地域で障がいのある人との交流を継続していく事も重要である。もっと障がいのある人と接する機会を増やしたり、障がいのある子供たちが地域に溶け込めるよう、施策に反映させて欲しい。

●委員

一つの冊子として、各施策を文字として記載していく際に、どうしたら皆さんに理解してもらえて、施策として実施しやすい形になるのかを考えた場合、計画の基本となる部分は総論だと思う。まず総論があって、その後に地域で実施する

こと、児童に対して学習の面で支援すること、就労・就職支援に関すること、高齢になってからの支援等という流れになる。障がいと言っても様々なケースがあり、生まれつき障がいを抱えているお子さんもいれば、人生半ばで障がいを抱える人もたくさんいる。それを一つの施策で全てにクリアに対応出来るかといえば難しい。地域での交流についても現状はなかなか難しい。現在は過渡期であり、障がいのある人もない人も、少しずつ交流していこうとしている時ではないか。冒頭の文面で全体の明確な指針や理念を示す総論があれば良いのではないか。

●委員

基本計画案冊子の 14 頁に計画全体の重点施策として3つ明記されている。この3つの重点施策は今まで漏れていた部分を埋めてくれていると思うが、「重症心身障害児・医療的ケア児」という言葉は難しいのではないか。障がいが重いとはどういう状態か、医療的ケア児がどういう状態の児童を指すかが市民には伝わらないので、説明がないと難しい。医療的ケア児に対する包括的支援についても、時間軸に沿ってどのように支援していくのかという点や、重症心身障害児についても具体的なイメージが出来るよう記載して欲しい。

あと、出来れば亀岡の目玉になるような施策を作れないか。例えば重症心身障害児については、支援を行う事業所を 1 箇所確保するという目標は達成しているが、支援は子どもだけの問題ではなく大人も同様に必要なので、事業所確保を検討するとか、グループホームでも医療的ケアを必要とする人達のグループホームの確保を検討するなど、すぐに出来ることではないが、踏み出すことは出来ないか。国でもそういった人達を緊急事態時も含めてどう支援していくかを検討している。国の指針で地域生活支援拠点を圏域に1つ設置することとなっているが、地域生活支援拠点は今まで支援の枠組みから漏れていた人達を救うものである。24時間の支援体制を整えたグループホームの設置など、すぐに出来る訳ではないが、検討を始めていただきたい。

●委員

重症心身障害児を対象としたグループホームを作ろうと考えているが、そのためには亀岡市に計画の中で謳っていただき、京都府も同様に歩調を合わせていただければ早く作ることが出来るのではないかと思う。

重症心身障害児という言葉は行政的には使用されておらず、医療的ケア児は近々国が用語の定義付けをすると思うが、言葉が曖昧である。

また、障がい者が学校教育の中でも排除されるようになってきている。京都市ではダウン症を抱えるお子さんも地域の学校に通うが、亀岡市では支援学校に

通っている。障がいのある子どもたちが、どんどん切り離されている。子どもの頃から障がいのある子もいない子も一緒にいるという社会になれば変わっていく。教育に関する施策分野に、教育支援として地域でみんなと同じ学校で学ぶということが記載されていないと良くないのではないか。

●事務局

総論、各論それぞれについてご意見を頂戴しているが、今のご指摘については、総論、各論いずれで整理するか、事務局で検討していきたい。

●委員

用語について、計画全体の重点施策の中で「社会的弱者にならないための支援」とあるが、「ならないための支援」という表現は再検討していただきたい。排除されないという言葉よりも、大変な時であっても大切にされるという主旨の表現にしていきたい。社会的弱者という表現は良くないと思う。

●委員

先程、社会モデルと人権モデルについてお話をさせていただいたが、社会モデルの視点と併せて人権モデルの視点について明記いただくことも検討願いたい。

●会長

人権モデルについてご意見をいただいたが、コロナ禍において用いられる「ソーシャルディスタンス」という言葉も「フィジカルディスタンス」という言葉に変わってきている。人と人とは社会的には繋がっていないといけない。

●委員

今後、国全体でデジタル化、ICT化の取組を推進していく中で、福祉分野でもいくつかの事業がモデル事業として取り上げられてきた。この基本計画の中でもデジタル化、ICT化を推進していくという内容を入れておいた方が良いのではないか。今後、デジタル、ICT化に関連する事業について国からも方向性が示されると思うので、亀岡市においてもこれに関する様々な事業を積極的に展開できるよう、計画のどこかに記載しておいてほしい。

●委員

国の指針では、地域共生社会の実現について、精神障害にも対応した社会の実現である点に触れているが、地域共生社会の根本は地域づくりである。精神障がいにも対応した社会づくりとは精神障がいに特化したシステムづくりではなく、

国全体における社会づくりのことである。

また、先程のお話に出ていた亀岡市に特化した施策で言うと、亀岡市はセーフコミュニティを掲げている。障がい者だけでなく、地域全体を見据えた安心・安全の地域づくりという視点が総論に入っていれば、皆さんの意見が集約されていくのではないかと。

●委員

「計画の視点3」の「地域共生社会」づくりの視点の説明の中に、コミュニケーション支援を推進するとあるが、「手話言語」という言葉を付けてほしい。

●会長

続いて、計画冊子中8頁に記載する計画の基本目標についてご意見を伺いたい。

●委員

複数候補があり、意見が分散しているとのことなので、パブリックコメントで候補を上げて投票してもらってはどうか。そうすれば市民にもっと関心を持っていただける。

●委員

計画の策定においては市民の意見を集約・統合すべきであり、そのご意見は良いと思う。障がい者だけの計画ではないので、市民全体の計画にしていけば良いと思う。

●事務局

パブリックコメントにて投票という形で意見を集約することは難しいかもしれないが、何かの方法で意見を求めることを検討する。

●委員

パブリックコメントで市民の意見を聴いて決めるようにすれば良い。

●事務局

市民と一緒に作る計画なので、パブリックコメントでアンケート形式を含め、意見を集約する方向で考える。

●会長

議題（１）については以上で終了とします。続きまして、議事（２）「第６期亀岡市障がい福祉計画素案」について、事務局から説明願います。

●事務局

障害福祉サービスに関する亀岡市の指針、目標数値の設定根拠について説明
地域生活支援事業に関する亀岡市の指針、目標数値の設定根拠について説明

●会長

ありがとうございました。今の説明、報告事項について、ご意見・ご質問等がございますか。

●委員

福祉計画冊子 7 頁の②精神病床における一年以上長期入院患者数の方針は、「目標数値を設定せず」のままで良いのか。国の第 6 期計画の考え方と合わないのではないのか。記載間違いではないのか。

●事務局

ご指摘の通りである。

●委員

「努めます」と記載している箇所の、国あるいは都道府県から示される数値は参考であって、亀岡市としては数値を出さないということか。

●事務局

その通りである。平均値という数値が簡単には出せないなので、参考値としている。

●委員

7 頁だけ第 5 期計画の実績に関する記載が無いが、数値が出せない、あるいは実績が無いということか。

●事務局

確認させていただく。数値は出すことが出来ないが、記載が漏れている原因については確認する。

●委員

令和 2 年度の数値よりも令和 3 年度の数値が下がっている箇所があるので、確認していただきたい。例えば、16 頁のグループホームの共同生活援助についても令和 2 年度の利用実績は 89 だが、令和 3 年度の計画が 88 になっている。

●事務局

全体的に確認させていただく。

●委員

京都府と亀岡市の連携が上手くいっていないことが数値の立て方の課題だと思うが、今年度就労継続支援 A 型事業所が 1 件廃止になっているため、利用者数は減ることになる。しかし、このまま推移するのかというと、10 月に新たな事業所を新規登録することも出来たので、従来と同じ数値目標で良いのではないかと考えている。また、共同生活援助もグループホームが 1 件新規登録されているので、目標数値が下がることはないのではないかと思う。新たな事業所が承認されないと市側に伝えられないこともあるので、相談しながら情報提供していく。

●委員

数値目標を設定できない項目においては「努める」という表現になっているが、福祉計画冊子 1 頁目の「計画の基本的な考え方」中、「③施設入所・入院からの地域生活の移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」の説明において、全体的にここで説明されている内容に該当する人がいないこともあり、また、施設等からの地域移行が本人にとって一概に良いことだとは言えない実情もある。

数値を出せないという点も含めて考えると、表現を変えても良いと思う。例えば「誰もが生きがいを持って暮らし、働くことができるように、それぞれの人に合ったサービス提供体制を整備します」というような表現に変えても良いのではないか。本人にとって一番良い暮らしと場所を提供するという表現に変えてはどうか。

●事務局

ご指摘の表現変更については、事務局で再度検討する。

●会長

国の方針と異なる場合もあるかもしれないが、亀岡市の方針が明確に分かる

ようにしてください。

●委員

視覚障がい者の同行援護事業について、亀岡市のヘルパー従事者数が減っているため、外出したい視覚障がい者がヘルパーの利用を申し込んでも利用できない状況となっている。今は南丹市から支援してもらっている現状なので、亀岡市でも何らかの方策を講じる、又は京都府と連携してこの問題に取り組んでいただきたい。

●会長

京都府と亀岡市で連携いただくようにお願いします。

●委員

障がい者が65歳以上の高齢者になると障がい福祉サービスと介護保険制度の選択を迫られる。障がい福祉サービスの利用者が介護保険料を支払うことについても疑問を感じている。

●委員

国の障害福祉計画の指針ではその点について触れられていないので、亀岡市の計画の中で入れないといけない。福祉計画冊子1頁目の「計画の基本的な考え方」の③の解説の中で、それぞれの暮らしに合ったサービスを選べるよう、65歳以上の人についても今までの障がい福祉で利用していたサービスを大切にしながら、スムーズに制度移行できるようにするとか、そういった内容を記載しても良いのではないか。

●事務局

65歳以上の方は介護保険サービスを優先することになっているが、亀岡市でも一律に優先ということではなく、介護保険サービスで対応出来ない場合は、障がい福祉サービスを利用させていただくことが出来る。その点をどのように記載するか検討する。

●委員

法律では介護保険が優先となっているが、これまでの裁判の判例等も含めて機械的に対応してはいけないという通知も厚労省から出ている。その点も含めて、それぞれの利用者の実情に合った様々なサービスを利用できるようにしたり、共生型サービスを検討していくことが必要となる。

●事務局

共生型の事業所が亀岡市でも出てきているので、考慮していきたい。

●委員

計画の施策目標にも掲げられているが、ニーズがあっても、対応出来るヘルパーが不足している。実際に事業を展開していくために必要となる福祉人材の養成や確保のための方策を考えていただきたい。

●会長

人手不足という福祉現場を担う方からの切実な意見である。市単独でのヘルパーの育成は難しいが、京都府と連携し取り組んでください。

それでは、冒頭でもお伝えしましたとおり、今月末に両計画案に係るパブリックコメントを実施します。広く市民の皆さんから意見を聴収したいと考えております。

本日皆様から頂戴した計画案へのご意見、ご提案が計画案に反映されていることを会長である私が確認することをお約束の上、両計画案を「素案」としてご承認願えればと思います。

反対の方は、挙手の上、反対の意見表明と理由の説明を願います。反対意見の表明が今回出席者の半数以下の場合、当案を承認、可否同数においては私の判断となります。

よろしく願います。

— 反対意見なし —

●会長

それでは、両計画案を素案として承認いたします。

ありがとうございました。

今後、この両計画素案に係るパブリックコメント募集については今月末より1ヶ月の期間を設けまして、広く市民の皆様から意見を聴取いたします。その後、市民の皆様からの意見を集約した上で必要に応じ素案の修正を図り、正式に最終案として市に提示していきたいと思っております。

その前段として再度、両計画最終案に係る協議を当協議会にて行いたいと考えておりますので、ご協力の程よろしく願います。

●会長

続きまして、議事（３）その他ということで、議事（１）、（２）以外に委員の皆様のご意見、ご提案等ございますか？

（各委員意見なし）

●会長

なければ、今後の協議会の開催予定について報告したいと思います。

先程ご説明させていただきましたとおり、皆様から頂戴しました両計画案に対するご意見、ご提案、庁内関係各部署への意見照会結果を踏まえ、計画素案のパブリックコメント募集を実施いたします。

その後、市民の皆様からの意見を集約の上、素案修正を行い、市へ提示する両計画最終案を固めてまいりたいと考えております。

つきましては、次回第３回目の協議会を来年２月下旬から３月上旬頃に開催し、両計画の最終案について、再度皆様からのご意見、ご提言を賜ればと考えております。

具体的な日程及び協議事項の詳細につきましては、改めて調整の上、事務局より連絡することとしますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

今後の協議会の開催予定に関しまして、ご意見、ご質問はございますか。

なければ、これをもちまして本日予定の議事はすべて終了いたしました。進行を事務局にお返しします。

4. 閉会

●事務局

長時間にわたる慎重なご審議ありがとうございました。

それでは、閉会にあたりまして、職務代理者より閉会の挨拶を賜りたいと思いません。

●職務代理者

皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。

本日以降、両計画案について意見があった場合はいつまでに事務局へお伝えすればよろしいですか。

●事務局

１週間後の１２月１１日までをお願いできればと思います。

●職務代理者

分かりました。事務局からありましたとおり、計画案について委員の皆様から本日以降ご意見がありましたら、来週末までにはお願いできればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

●事務局

委員の皆様、本日はありがとうございました。